「働き方改革関連法」説明会

主催:加茂商工会議所·中小企業相談所 共催:新潟県働き方改革推進支援センター

今、新聞、テレビ等で話題の「働き方改革関連法」が平成30年6月29日に成立しました。時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得促進、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを盛り込まれています。平成31年4月1日より順次施行され企業では就業規則や36協定の見直しが必要となります。

説明会では関連法のポイントと対応を解説いたします。

1. 日 時 平成30年11月27日(火)13:30~14:30

2. 場 所 加茂市産業センター3階研修室

3. 講師 新潟県働き方改革推進支援センターアドバイザー

社会保険労務士 高野真規氏

4. 内容 働き方改革関連法の主なポイントについて



- ○時間外労働の上限規制が導入されます
- ○年次有給休暇の確実な取得が必要です
- ○正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます
- 5. 受講料 無料
- 6. 申込み 下記申込書に記入のうえ、11月22日(木)までに事務局(担当/明間 TEL:52-1740、FAX:52-4100)へお申し込みください。

切らずにこのまま FAX してください ‐

「働き方改革関連法」説明会 参加申込書

加茂商工会議所(担当/明間 FAX:52-4100)行き

事業所名	住所
TEL	F A X
参加者名	参加者名

※働き方改革関連法についてお聞きになりたいことがありましたらご記入ください。